



平成29年5月1日

回収条件付保証（同時完済条件）の差引計算の導入について

中小企業の皆さまの保証料負担軽減のため、平成29年5月1日より回収条件付保証に係る差引計算を導入します。これまでは、同時完済条件による保証（以下「新規保証」という）に係る信用保証料は、融資実行時にお支払いいただき、実行と同時に完済となった保証（以下「被回収保証」という）に係る返戻保証料は、お客様の口座に直接返戻を行っておりましたが、新規保証料額から返戻保証料額を差し引いた額をお支払いいただく方法に変更をいたします。なお、返戻保証料の計算にあたっては「保証承諾日」を「みなし完済日」として被回収保証の返戻保証料の差引計算を行います。

（1）保証条件について

差引計算の対象となる場合は、信用保証書に「平成〇年〇月〇日（＝保証承諾日）以降に実行のこと」の条件が付されます。

（2）差引計算の対象制度

①協会制度

根保証手形割引、特定社債保証を除き原則対象となります。

②県制度

借換対象者確認書の提出があった場合原則対象となります。

③市町村制度

借換えを対象としている市町村で、差引計算を希望する場合に対象となります。対象となる市町村制度については、業務企画課（043-221-8185）までお問い合わせ下さい。

（3）差引計算の対象外となる新規保証・被回収保証

①差引計算の対象外となる新規保証

- ・新規に係る保証が、返戻保証料総額より少額のもの。
- ・複数の保証口で、同一の被回収保証を回収条件とするもの。
- ・新規に係る保証料が分割徴収となっているもの。
- ・新規に係る保証が連帯債務であるもの。
- ・新規に係る保証が差引計算を希望しない市町村の市町村制度

②差引計算の対象外となる被回収保証

- ・被回収保証口の返戻保証料総額が1,000円以下のもの。
- ・被回収保証口が連帯債務であるもの。
- ・被回収保証口が重疊的債務引受をおこなったもの。
- ・被回収保証口が事前完済条件のもの。
- ・被回収保証口が差引計算を希望しない市町村の市町村制度（協会制度による被回収保証を市町村制度とする借換えは除く）